

別紙 5（農地防災に係る取扱い）

第 1 農地防災の実施に関しては、農地防災に係る運用によるほか、農地防災に係る取扱いによるものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3 - 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3 - 2 第 2 から第 8 までの規定、取扱別紙 1 並びに取扱別紙 1 別記様式 1 及び 2 並びに取扱別紙 2 は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（取扱別紙 2 の 1 (2) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、これらの規定（第 3 (30) 及び (34) ア、取扱別紙 1 の 1.、取扱別紙 1 別記様式 1 並びに取扱別紙 2 の 4 の (5) の規定を除く。）中、「運用」とあるのは「別紙 4（農地防災に係る運用）において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3 - 1（農地防災に係る運用）の運用」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

| | | |
|------------|--|---|
| 第 3 (10) ア | (イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 | (イ) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定する離島 |
| | (ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 | (ウ) （削除） |
| | (エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 | (エ) （削除） |
| 第 3 (10) イ | アに準じる地域であって地方農政局長が特に必要と認めた市町村の区域 | （削除） |
| 第 3 (30) | 運用 1 別紙 1 の II | 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3 - 1 の運用 1 の運用 1 別紙 1 の II |
| | 運用 2 | 運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3 - 1 の運用 2 |
| 第 3 (45) | 別紙 3 - 1 | 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3 - 1 の運用 2 |

| | | |
|------------|--|--|
| 第5(9) | 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和43年法律第17号）第2条により指定された南九州畑作振興地域とする。 | 沖縄県における運用別紙1のIVの1の(1)に定める特殊土壌地帯（国頭マージ、島尻マージ又はジャーガルに覆われた地帯をいう。）とする。 |
| 第5(10) | 南九州畑作振興地域における農地侵食防止工事（運用1別紙1のIVの2の(1)の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）をいう。以下この別紙において同じ。）とほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の各工事が競合する部分の排水路の取扱いについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上の部分は、農地侵食防止工事の費用とし、それ未満の場合にあっては、各工事費の費用とする。 | 特殊土壌地帯における農地侵食防止工事とほ場整備工事又は畑地かんがい工事が競合する部分の排水路工事に要する費用については、それぞれの工事における排水路工事の位置付けを勘案し、それぞれの工事の費用に振り分けるものとする。 |
| 第5(14)エ | その他地方農政局長が適当と認める手法 | （削除） |
| 取扱別紙2の1(2) | 都道府県費 | 県費 |
| 取扱別紙2の3(2) | 都府県 | 沖縄県 |